

諮問日：令和5年4月26日（令和5年度（最情）諮問第2号）

答申日：令和5年10月25日（令和5年度（最情）答申第8号）

件名：特定職員に関する通勤届及び同人に支払った通勤費が分かる文書等の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書の開示申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年3月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

当該司法行政文書は開示対象である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断機関としての最高裁判所は、本件開示申出の内容について、①令和4年4月1日から同年12月31日までの期間における特定職員の通勤届及び同期間において同職員に支払われた通勤費が分かる文書等一切、②同職員が現在通勤で使用している自転車の所有者が分かる文書一切、③同自転車が賠償保険等に加入していることが分かる文書一切の開示を求めるものと整理した。
- 2 通勤届は、法令上、職員が通勤手当を受給する場合に同人が、通勤手当認定簿は通勤手当を支給する場合に各庁の長が、それぞれ作成すべきこととされている（人事院規則9—24（通勤手当）第3条、第4条第2項）から、上記①の文書の存否を明らかにすると、当該職員が通勤手当を受給しているか否かと

いう事実の存否を開示することとなるところ、この情報は、個人識別情報に相当し行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号ただし書イからハマまでに相当する事情も認められない。

また、上記②及び③の文書の存否を明らかにすると、当該職員が自転車で通勤しているか否かという事実の存否を開示することとなるところ、この情報は、個人識別情報に相当し法5条1号ただし書イからハマまでに相当する事情も認められない。

したがって、原判断機関としての最高裁判所は、本件開示申出のいずれについても、対象文書の存否を明らかにしないで不開示とする原判断を行ったものである（取扱要綱記第5）。

- 3 苦情申出人は、当該司法行政文書は開示対象であると主張するが、原判断においては、本件各開示申出に対しては、対象文書の存否を明らかにしないで不開示とする判断をしたものであるから、苦情申出人の主張は、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月10日 苦情申出人から意見書（令和5年5月7日付け）
を收受
- ④ 同年9月22日 審議
- ⑤ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載(1)の文書の存否を答えることは、別紙記載の特定職員が通勤手当を受給しているか否かという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められ、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に

相当し、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

また、別紙記載(2)及び(3)の文書の存否を答えることは、同特定職員が自転車を使って通勤しているか否かという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められ、この情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当する事情も認められない。

したがって、本件開示申出文書については、いずれも、その存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

なお、苦情申出人からは令和5年5月7日付け意見書が提出されているが、当該意見書の内容は上記の判断を左右するものでない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

特定職員に係わる以下の文書

- (1) 通勤届と支払った通勤費が解る文書等一切。（令和4年4月～同年12月分）
- (2) 現在使用している（通勤で使用している）特定職員の自転車の所有者が解る文書。
- (3) 上記(2)の自転車が、賠償保険等に加入している事が解る文書一切。